

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
1	令和2年度諮問受理第193号	令和3年3月12日付け大北政第127号	北区役所	令和3年1月8日付け大北政第109号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。</p> <p>審査請求人は本件請求書に別紙として添付しているはがきの文面とするもの(以下「本件文面」という。)を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかがどうも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、政策推進課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。</p> <p>以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>政策推進課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。</p> <p>したがって、政策推進課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
2	令和2年度諮問受理第194号	令和3年3月12日付け大北政第35号	都島区役所	令和3年1月14日付け大北政第23号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、は、本件請求者が作成した公開請求書及び審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。</p> <p>審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかがどうも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。</p> <p>以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。</p> <p>したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
3	令和2年度諮問受理第195号	令和3年3月4日付け大福企第110号	福島区役所	令和3年1月14日付け大福企第90号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先(福島区役所に係るものについて)	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。</p> <p>審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかがどうも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、福島区において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。</p> <p>以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>福島区において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各公開請求に係る保有個人情報及び平成30年度各審査請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。</p> <p>したがって、福島区において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
4	令和2年度諮問受理第196号	令和3年3月10日付此企第170号	此花区役所	令和3年1月13日付此企第111号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあるおそれがある事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していることと述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかが必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、此花区役所において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 此花区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも各公開請求及び各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、各公開請求に係る保有個人情報及び各審査請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、此花区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
5	令和2年度諮問受理第197号	令和3年3月12日付中総第241号	中央区役所	令和3年1月14日付中総第203号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあるおそれがある事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していることと述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用し、又は本件保有個人情報を実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかが必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
6	令和2年度諮問受理第198号	令和3年3月9日付西大西第23号	西区役所	令和3年1月8日付西大西第19号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあるおそれがある事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していることと述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかが必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、各課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 各課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各公開請求に係る保有個人情報及び平成30年度各審査請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、各課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
7	令和2年度諮問受理第199号	令和3年3月11日付け大港総第42号	港区役所	令和3年1月14日付け大港総第36号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のもに提供しているという事実を見出すことができない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のもに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のもに提供しているという事実を見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。</p> <p>したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
8	令和2年度諮問受理第200号	令和3年3月12日付け大正総第104号	大正区役所	令和3年1月14日付け大正総第78号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のもに提供しているという事実を見出すことができない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のもに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のもに提供しているという事実を見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30、31年各公開請求及び平成30、31年各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30、31年各審査請求に係る保有個人情報及び平成30、31年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。</p> <p>したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
9	令和2年度諮問受理第201号	令和3年3月8日付け大天企総第168号	天王寺区役所	令和3年1月14日付け大天企総第111号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のもに提供しているという事実を見出すことができない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のもに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、企画総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のもに提供しているという事実を見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>企画総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。</p> <p>したがって、企画総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
10	令和2年度諮問受理第202号	令和3年3月12日付大浪総第133号	浪速区役所	令和3年1月14日付大浪総第91号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していることと述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、浪速区役所において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたことと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 浪速区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 浪速区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
11	令和2年度諮問受理第203号	令和3年3月12日付西淀総第188号	西淀川区役所	令和3年1月14日付西淀総第135号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定にかかる審査請求事務 いずれも総務局行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していることと述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできなかった。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 また、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできなかった。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたことと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各公開請求に係る保有個人情報及び平成30年度各審査請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
12	令和2年度諮問受理第204号	令和3年3月8日付大淀政第91号	淀川区役所	令和3年1月14日付大淀政第68号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定にかかる審査請求事務 請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していることと述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、淀川区役所において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたことと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 淀川区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、淀川区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
13	令和2年度諮問受理第205号	令和3年3月5日付大東総企第74号	東淀川区役所	令和3年1月12日付大東総企第59号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のもに提供しているという事実は見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のもに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のもに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかがどうか必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のもに提供しているという事実は見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各公開請求に係る保有個人情報及び平成30年度各審査請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
14	令和2年度諮問受理第206号	令和3年3月5日付大成総第120号	東成区役所	令和3年1月14日付大成総第85号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のもに提供しているという事実は見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のもに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のもに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかがどうか必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のもに提供しているという事実は見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年公開請求及び平成31年公開請求並びに平成30年審査請求及び平成31年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求及び平成31年審査請求に係る保有個人情報並びに平成30年公開請求及び平成31年公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
15	令和2年度諮問受理第207号	令和3年3月8日付大生第169号	生野区役所	令和3年1月14日付大生第132号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外(生野区保有分にかぎる)請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のもに提供しているという事実は見出すことができなかったものである。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のもに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のもに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかがどうか必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、生野区において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のもに提供しているという事実は見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 生野区において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、生野区において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
16	令和2年度諮問受理第208号	令和3年3月12日付け大旭企第46号	旭区役所	令和3年1月12日付け大旭企第31号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しており、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、企画総務課(企画調整)において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 企画総務課(企画調整)において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、企画総務課(企画調整)において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
17	令和2年度諮問受理第209号	令和3年2月25日付け大城総第74号	城東区役所	令和3年1月14日付け大城総第64号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しており、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、城東区役所において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 城東区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも各公開請求及び各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、各審査請求に係る保有個人情報及び各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、城東区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
18	令和2年度諮問受理第210号	令和3年2月25日付け大鶴総第272号	鶴見区役所	令和3年1月14日付け大鶴総第220号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しており、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
19	令和2年度諮問受理第211号	令和3年3月3日付大阿総第216号	阿倍野区役所	令和3年1月13日付大阿総第181号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、総務課(区政企画)において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 総務課(区政企画)において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各公開請求に係る保有個人情報及び平成30年度各審査請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、総務課(区政企画)において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
20	令和2年度諮問受理第212号	令和3年3月8日付大住江第124号	住之江区役所	令和3年1月13日付大住江第96号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、住之江区役所において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 住之江区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、住之江区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
21	令和2年度諮問受理第213号	令和3年3月8日付大住吉総第156号	住吉区役所	令和3年1月14日付大住吉総第115号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用され、又は実施機関以外のものに提供されているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として、同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張しているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、住吉区において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用され、又は外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 住吉区において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、住吉区において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
22	令和2年度諮問受理第214号	令和3年3月10日付け大東住総第492号	東住吉区役所	令和3年1月14日付け大東住総第401号 利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める'思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあるおそれと認められる事項に関する個人情報'が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の'収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき'に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していることと述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、東住吉区役所において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、'事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。'と規定している。 東住吉区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、東住吉区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
23	令和2年度諮問受理第215号	令和3年3月11日付け大平政第119号	平野区役所	令和3年1月12日付け大平政第89号 利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める'思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあるおそれと認められる事項に関する個人情報'が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の'収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき'に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していることと述べているが、平野区役所において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、平野区役所において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、'事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。'と規定している。 政策推進課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、政策推進課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
24	令和2年度諮問受理第216号	令和3年3月12日付け大西成総第132号	西成区役所	令和3年1月14日付け大西成総第105号 利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める'思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあるおそれと認められる事項に関する個人情報'が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の'収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき'に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していることと述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付し審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、西成区役所において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、'事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。'と規定している。 西成区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度各審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度各審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、西成区役所において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
25	令和2年度諮問受理第217号	令和3年3月9日付大副第199号	副首都推進局	令和3年1月12日付大副第136号 利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先【副首都推進局保有分】	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書を受取することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかである」と認められるとき、に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として他人が行った公文書公開請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような他人が行った公文書公開請求についてのものであるのかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、総務担当において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 総務担当において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、平成30年公開請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、総務担当において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
26	令和2年度諮問受理第218号	令和3年3月11日付大市第40号	市政改革室	令和3年1月14日付大市第25号 利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を受取することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかである」と認められるとき、に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、市政改革室において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 市政改革室において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも各公開請求、各審査請求及び保有個人情報開示請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、各審査請求に係る保有個人情報、各公開請求に係る保有個人情報及び保有個人情報開示請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、市政改革室において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
27	令和2年度諮問受理第219号	令和3年3月11日付大戦第36号	ICT戦略室	令和3年1月14日付大戦第e-28号 利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を受取することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかである」と認められるとき、に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、当室において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 当室において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、当室において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
28	令和2年度諮問受理第220号	令和3年3月9日付大人事第9号	人事室	令和3年1月14日付大人事第7号利用停止不承認決定	情報公開請求事務における、請求者に係る住所、氏名及び連絡先(請求者が平成31年1月9日付で行った公開請求書に関する保有個人情報)	<p>(1) 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書を受取することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われたものであり、その手段についても適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項の規定に違反して本件保有個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」ではない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項の規定に違反して本件保有個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項の規定に違反して本件保有個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当し、その収集にあたって、あらかじめ、本人に対し、本件保有個人情報に係る事務の目的を明示しなければならないものではない。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項の規定に違反して本件保有個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用していると述べている。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項の規定に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>6 実施機関は、公開請求を行うのに必要であるため本件保有個人情報を保有しているものであり、当該事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、本件保有個人情報は、大阪府公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、本件保有個人情報を廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項の規定に違反して本件保有個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のことから、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないため。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。</p> <p>審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が主張するような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であると判断することはできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成31年公開請求に関する事務を行う上で必要不可欠なもので、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであり、また、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)も満了していないことから、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成31年公開請求に関する事務を行う上で必要不可欠なもので、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであり、また、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)も満了していないことから、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、条例の各規定に違反して保有個人情報が収集されている、利用されている、若しくは保有されている、又は提供されているという事実があると認めるときは、当該保有個人情報の利用の停止等を請求することができることと規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた審査請求人の主張する理由は、具体的かつ明確な根拠を欠くものであり、保護条例第36条に規定する事実とは認められず、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
29	令和2年度諮問受理第221号	令和3年3月9日付大政交第43号	都市交通局	令和3年1月13日付大政交第36号利用停止不承認決定	情報公開請求事務都市交通局保有分請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>(1) 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書を受取することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用しているという事実を見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有してはならず、また、本件保有個人情報は大阪府公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。</p> <p>審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、都市交通局において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。</p> <p>以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたことと認められない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>都市交通局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも本件公開請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであり、また、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)も満了していない。</p> <p>したがって、都市交通局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
30	令和2年度諮問受理第222号	令和3年3月12日付大政第429号	政策企画室	令和3年1月14日付大政第374号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務、保有個人情報開示請求事務	<p>(1) 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受取することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用しているという事実を見出すことができなかった。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有してはならず、また、本件保有個人情報は大阪府公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報を保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用しているかどうかを検討する。</p> <p>審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、政策企画室において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用しているという事実を見出すことはできない。</p> <p>以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用されたことと認められない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>政策企画室において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年各公開請求に係る保有個人情報及び平成30年審査請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)も満了していない。</p> <p>したがって、政策企画室において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>

頂番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
31	令和2年度諮問受理第223号	令和3年3月11日付大危第372号	危機管理室	令和3年1月12日付大危第221号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、危機管理課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたことと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要性がなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 危機管理課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、危機管理課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
32	令和2年度諮問受理第224号	令和3年3月8日付大経第e-1902号	経済戦略局	令和3年1月14日付大経第e-1690号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたことと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要性がなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
33	令和2年度諮問受理第225号	令和3年3月11日付中卸第55号	中央卸売市場	令和3年1月14日付中卸第43号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を收受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が行うような他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、中央卸売市場において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたことと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要性がなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 中央卸売市場において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成31年公開請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成31年公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、中央卸売市場において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
34	令和2年度諮問受理第226号	令和3年3月9日付大IR企第14号	IR推進局	令和3年1月12日付大IR企第13号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、IR推進局において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。</p> <p>以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>IR推進局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、平成30年度公開請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(3年)が満了していない。</p> <p>したがって、IR推進局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が主張するような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかと判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>総務グループにおいて各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務に携わった職員に本件保有個人情報の目的外の利用の有無について確認した結果、審査請求人が主張するような事実は確認できなかった。</p> <p>以上のことからすれば、本件文面のはがきを送付したのは大阪市職員であるとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>総務グループにおいて保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なもので、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであり、また、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)も満了していないことから、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、条例の各規定に違反して保有個人情報が収集されている、利用されている、若しくは保有されている、又は提供されているという事実があると認めるときは、当該保有個人情報の利用の停止等を請求することができる」と規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた審査請求人の主張する理由は、具体的かつ明確な根拠を欠くものであり、保護条例第36条に規定する事実は認められず、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
35	令和2年度諮問受理第227号	令和3年3月5日付大総務第127号	総務局行政部総務課(総務グループ)	令和3年1月14日付大総務第101号利用停止不承認決定	請求者が行った次の各請求に関する事務において保有する同氏の住所、氏名及び連絡先 ・平成30年11月9日付け及び同月23日付け及び平成31年1月9日付けの公文書公開請求 ・平成30年12月11日付けの審査請求	<p>(1) 本件請求者が本件請求書の別紙で添付しているはがきとするものの文面からは、公文書公開請求及び当該請求に対する決定についての審査請求に関する事務に携わる実施機関の職員が、本件保有個人情報を保護条例第10条第1項の規定に違反して内部利用しているとは認められることはできず、また、実施機関内において、本件保有個人情報を同項の規定に違反して利用しているという事実は確認できなかった。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の利用は保護条例第10条第1項の規定に違反するものとは認められない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報は、本件請求者自らが作成した公文書公開請求書及び審査請求書を収受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報の収集は、本件請求者からの公文書公開請求及び審査請求に関する事務の目的の達成に必要な範囲内において適正かつ公正な手段によって、当該個人情報の本人から行われたものである。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の収集は保護条例第6条第1項及び第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件保有個人情報は、本件請求者の住所、氏名及び連絡先であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」ではない。</p> <p>(4) 本件保有個人情報は、本件請求者からの公文書公開請求及び審査請求に関する事務を実施する上で収集されたものであり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当し、その収集にあたって、あらかじめ、本人に対し本件保有個人情報に係る事務の目的を明示しなければならないものではない。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の収集は保護条例第7条第1項の規定に違反するものではない。</p> <p>(5) 本件保有個人情報の保有は、本件請求者からの公文書公開請求及び審査請求に関する事務を行うためのものであって、本件保有個人情報が記録された公文書は、大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過しておらず保有の必要があるものである。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(6) 以上のことから、本件保有個人情報の収集、利用及び保有は、保護条例第36条第1項第1号の規定により保有個人情報の消去を求めることができるいずれの場合にも該当しないため。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が主張するような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかと判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>総務グループにおいて各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務に携わった職員に本件保有個人情報の目的外の利用の有無について確認した結果、審査請求人が主張するような事実は確認できなかった。</p> <p>以上のことからすれば、本件文面のはがきを送付したのは大阪市職員であるとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>総務グループにおいて保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なもので、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであり、また、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)も満了していないことから、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、条例の各規定に違反して保有個人情報が収集されている、利用されている、若しくは保有されている、又は提供されているという事実があると認めるときは、当該保有個人情報の利用の停止等を請求することができる」と規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた審査請求人の主張する理由は、具体的かつ明確な根拠を欠くものであり、保護条例第36条に規定する事実は認められず、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
36	令和2年度諮問受理第228号	令和3年3月11日付大総務第34号	総務局監察部監察課	令和3年1月14日付大総務第27号利用停止不承認決定	請求者が行った次の各請求に関する事務において保有する同氏の住所、氏名及び連絡先 ・平成30年11月9日付け及び同月23日付けの公文書公開請求 ・平成30年12月11日付けの審査請求	<p>(1) 本件請求者が本件請求書の別紙で添付しているはがきとするものの文面からは、公文書公開請求及び当該請求に対する決定についての審査請求に関する事務に携わる実施機関の職員が、本件保有個人情報を保護条例第10条第1項の規定に違反して内部利用しているとは認められることはできず、また、実施機関内において、本件保有個人情報を同項の規定に違反して利用しているという事実は確認できなかった。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の利用は保護条例第10条第1項の規定に違反するものとは認められない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報は、本件請求者自らが作成した公文書公開請求書、審査請求書、当該審査請求に係る意見書及び委任状を収受することにより収集した情報であり、本件保有個人情報の収集は、本件請求者からの公文書公開請求及び審査請求に関する事務の目的の達成に必要な範囲内において適正かつ公正な手段によって、当該個人情報の本人から行われたものである。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の収集は保護条例第6条第1項及び第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件保有個人情報は、本件請求者の住所、氏名及び連絡先であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」ではない。</p> <p>(4) 本件保有個人情報は、本件請求者からの公文書公開請求及び審査請求に関する事務を実施する上で収集されたものであり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当し、その収集にあたって、あらかじめ、本人に対し本件保有個人情報に係る事務の目的を明示しなければならないものではない。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の収集は保護条例第7条第1項の規定に違反するものではない。</p> <p>(5) 本件保有個人情報の保有は、本件請求者からの公文書公開請求及び審査請求に関する事務を行うためのものであって、本件保有個人情報が記録された公文書は、大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過しておらず保有の必要があるものである。</p> <p>したがって、本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(6) 以上のことから、本件保有個人情報の収集、利用及び保有は、保護条例第36条第1項第1号の規定により保有個人情報の消去を求めることができるいずれの場合にも該当しないため。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について</p> <p>審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人が主張するような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかと判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>監察課では、平成30年各公開請求に対して行った決定に係る審査請求人に対する決定通知書の写しを総務グループに提供しているが、総務グループが総務局の所掌する事務に係る公文書公開請求に関する事務を総括しているため提供するものであり、当該事務の目的の範囲内のものであって、保護条例第10条第1項の規定に反するものではない。</p> <p>監察課において平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務に携わった職員に本件保有個人情報の目的外の利用の有無について確認した結果、審査請求人が主張するような事実は確認できなかった。</p> <p>以上のことからすれば、本件文面のはがきを送付したのは大阪市職員であるとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について</p> <p>保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>監察課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なもので、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであり、また、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)も満了していないことから、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について</p> <p>保護条例第36条は、条例の各規定に違反して保有個人情報が収集されている、利用されている、若しくは保有されている、又は提供されているという事実があると認めるときは、当該保有個人情報の利用の停止等を請求することができる」と規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた審査請求人の主張する理由は、具体的かつ明確な根拠を欠くものであり、保護条例第36条に規定する事実は認められず、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
37	令和2年度諮問受理第229号	令和3年3月5日付大市民第1058号	市民局	令和3年1月14日付大市民第869号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先(市民局対象先)	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書及び審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、市民局において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>市民局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。</p> <p>したがって、市民局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
38	令和2年度諮問受理第230号	令和3年3月12日付大財第105号	財政局	令和3年1月14日付大財第83号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書、開示請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、財政局において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>財政局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年度各公開請求及び平成30年度審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度審査請求に係る保有個人情報及び平成30年度各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。</p> <p>したがって、財政局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
39	令和2年度諮問受理第231号	令和3年3月11日付大契第15号	契約管財局	令和3年1月14日付大契第10号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。</p> <p>したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。</p> <p>したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。</p> <p>したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。</p> <p>したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。</p> <p>5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことができない。</p> <p>したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。</p> <p>6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。</p> <p>したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。</p> <p>7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような他人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものであるのかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。</p> <p>一方で、制度課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実は見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。</p> <p>(2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。</p> <p>制度課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成31年1月9日付けの公文書公開請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成31年1月9日付けの公文書公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。</p> <p>したがって、制度課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。</p> <p>(3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
40	令和2年度諮問受理第232号	令和3年3月5日付大計第535号	都市計画局	令和3年1月13日付大計第450号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務、保有個人情報開示請求事務(いずれも総務局行政課情報公開グループにおける請求者に係る住所、氏名、連絡先)	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書及び審査請求書を受取することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行うものである。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかとも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、都市景観担当及び総務担当において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同行の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 都市景観担当及び総務担当において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、都市景観担当及び総務担当において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、実施機関が保護条例の規定に違反して保有個人情報を利用又は保有していないことは、上記において記載のとおりであって、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
41	令和2年度諮問受理第233号	令和3年3月8日付福祉第3868号	福祉局	令和3年1月14日付福祉第3152号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務、保有個人情報開示請求事務(いずれも総務局行政課情報公開グループ保有分以外(福祉局保有分)請求者に係る住所、氏名、連絡先)	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書を受取することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかとも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、福祉局において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同行の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 福祉局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも本件公開請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、本件公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、福祉局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
42	令和2年度諮問受理第234号	令和3年3月18日付健康第1292号	健康局	令和3年1月14日付健康第1040号利用停止承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務、保有個人情報開示請求事務(いずれも総務局行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先)	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受取することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同行が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかとも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、健康局において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同行の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 健康局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、健康局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
43	令和2年度諮問受理第235号	令和3年3月11日付大青第3846-1号	こも青少年局	令和3年1月14日付大青第3122号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書、開示請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、総務課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、総務課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
44	令和2年度諮問受理第236号	令和3年3月3日付大環境第385号	環境局	令和3年1月12日付大環境第307号利用停止不承認決定	情報公開請求事務及び不存在による非公開決定にかかる審査請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、環境局において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 環境局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、環境局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>
45	令和2年度諮問受理第237号	令和3年2月26日付大整第176号	都市整備局	令和3年1月13日付大整第147号利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。</p>	<p>(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がいような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかは必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、都市整備局において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 都市整備局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、各担当課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 担当	(え) 決定	(お) 利用停止請求に係る保有個人情報	(か) 利用停止を行わない理由	(き) 実施機関の主張
46	令和2年度諮問受理第238号	令和3年3月12日付け大建第e-4263号	建設局	令和3年1月14日付け大建第e-2988号 利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、建設局担当課において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 建設局担当課において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
47	令和2年度諮問受理第239号	令和3年3月3日付け大港第999号	大阪港局	令和3年1月14日付け大港第477号 利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書又は審査請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書及び審査請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、大阪港湾局において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用及び実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 大阪港湾局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、いずれも平成30年各公開請求及び平成30年審査請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年審査請求に係る保有個人情報及び平成30年各公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間(30年)が満了していない。 したがって、大阪港湾局において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。
48	令和2年度諮問受理第240号	令和3年3月5日付け大会計第180号	会計室	令和3年1月14日付け大会計第135号 利用停止不承認決定	情報公開請求事務、不存在による非公開決定及び公開請求却下決定にかかる審査請求事務 保有個人情報開示請求事務 いずれも総務局行政部行政課情報公開グループ保有分以外請求者に係る住所、氏名、連絡先	1 本件保有個人情報は、本件請求者が作成した公開請求書を受容することにより収集した情報であり、本件保有個人情報を収集することは、当該事務の目的の達成に必要な範囲内で行われており、その手段は適正かつ公正なものである。 したがって、保護条例第6条第1項に違反して個人情報を収集していない。 2 本件保有個人情報は、住所、氏名及び連絡先の情報であり、保護条例第6条第2項に定める「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報」が含まれていない。 したがって、保護条例第6条第2項に違反して個人情報を収集していない。 3 本件保有個人情報は、本件請求者自身が作成し実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であるから、本人から収集していることは明白である。 したがって、保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。 4 本件保有個人情報は、本件請求者が実施機関に提出した公開請求書に記載の情報であり、保護条例第7条第1項第4号の「収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき」に該当することから、そもそも保護条例第7条第1項は適用されないものである。 したがって、保護条例第7条第1項に違反して個人情報を収集していない。 5 本件請求者は、情報公開請求及び審査請求事務に携わる実施機関の職員が、職務上知り得た個人情報を悪用している」と述べているが、実施機関において確認したところ、事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことができない。 したがって、保護条例第10条第1項に違反して保有個人情報を実施機関の内部で利用し又は実施機関以外のものに提供していない。 6 実施機関は事務の目的の達成に必要な範囲を超えて本件保有個人情報を保有しておらず、また、本件保有個人情報は大阪市公文書管理条例に基づいて定められた保存期間を経過していないことから当面保有する必要があるため、廃棄し、又は消去することはできない。 したがって、保護条例第13条第3項に違反して個人情報を保有していない。 7 以上のとおり、本件保有個人情報は、保護条例第36条第1項第1号に該当しないことから、利用停止不承認決定を行う。	(1) 本件保有個人情報の利用の妥当性(保護条例第10条第1項違反の有無)について 審査請求人は、審査請求人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したと主張していることから、まずは本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に違反して目的外で内部利用し、実施機関以外のものに提供しているかどうかを検討する。 審査請求人は本件文面を根拠として同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求に関する事務に携わる本市職員が職務上知り得た個人情報を悪用して審査請求人にはがきを送付したとしているが、本件文面の内容は抽象的であり、そもそも審査請求人がどのような同人が行った公文書公開請求及びこれに対する決定に係る審査請求についてのものかどうかも必ずしも明らかでなく、本件文面をもって差出人が本市職員であるかを判断することもできず、審査請求人からは本件文面以外にその主張を裏付ける客観的な資料は一切提示されていない。 一方で、会計室において確認したところ、本件保有個人情報を事務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用又は実施機関以外のものに提供しているという事実を見出すことはできない。 以上のことからすれば、審査請求人からその主張する事実を裏付ける客観的な資料が提示されず、他に当該事実をうかがわせるような事情も認められない中で、本件文面のはがきが審査請求人に送付されてきたとする同人の主張だけをもって、本市職員によって本件保有個人情報が保護条例第10条第1項の規定に反して目的外で内部利用し、更に外部提供されたと認めることはできない。 (2) 本件保有個人情報の保有の妥当性(保護条例第13条第3項違反の有無)について 保護条例第13条第3項は、「事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要があるなくなったときは、保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」と規定している。 会計室において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報については、平成30年度公開請求に関する事務を行う上で必要不可欠なものであり、事務の目的の達成に必要な範囲において保有しているものであるとともに、平成30年度公開請求に係る保有個人情報については、当該情報を記録した公文書の保存期間が満了していない。 したがって、会計室において保管する公文書に記録されている本件保有個人情報の保有は、保護条例第13条第3項の規定に違反するものではない。 (3) 本件審査請求における審査請求人の主張について 保護条例第36条は、保護条例に違反して保有個人情報を収集しているとき、利用しているとき、又は保有しているとの事実があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用を停止することを規定しているところ、本件保有個人情報の消去を求めた本件審査請求の理由に係る主張は、保護条例に違反して保有個人情報を利用又は保有していることについての理由に該当しないものであり、本件決定の正当性を覆すものではない。